第五条　第二条の表三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～二十三　略］

二十四　健康保険法施行規則第九十八条の二第二項の組合管掌健康保険の被保険者による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十五～二十七　略］

第九条　第二条の表七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十六　略］

十七　船員保険法施行規則第八十七条第二項の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［十八～二十三　略］

第五十九条　第二条の表五十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～二十一　略］

二十二　私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第二項の私立学校教職員共済制度の加入者による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三　略］

第五条　［同上］

［一～二十三　同上］

二十四　健康保険法施行規則第九十八条の二第一項の組合管掌健康保険の被保険者による特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十五～二十七　同上］

第九条　［同上］

［一～十六　同上］

十七　船員保険法施行規則第八十七条の特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［十八～二十三　同上］

第五十九条　［同上］

［一～二十一　同上］

二十二　私立学校教職員共済法施行規則第四条の九の二第一項の私立学校教職員共済制度の加入者による特定疾病給付対象療養に係る日本私立学校振興・共済事業団の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三　同上］

第六十七条　第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～二十　略］

二十一　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第二項の共済組合の組合員による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十二～二十四　略］

第七十一条　第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十四　略］

［削る］

第八十五条　第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～十五　略］

十六　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の四の二第二項の共済組合の組合員による申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三～二十五　略］

第百十七条　第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～八　略］

第六十七条　［同上］

［一～二十　同上］

二十一　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十二～二十四　同上］

第七十一条　［同上］

［一～十四　同上］

十五　国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

［十六～十八　同上］

第八十五条　［同上］

［一～二十一　同上］

二十二　地方公務員等共済組合法施行規程第百十条の四の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

［二十三～二十五　同上］

第百十七条　［同上］

［一～八　同上］